

特定不妊治療費の助成について

潟上市では、不妊治療を受けているご夫婦の経済的・精神的負担を軽減するため、特定不妊治療費（体外受精・顕微授精）を全額助成しています。これは県で行っている「秋田県特定不妊治療費助成事業（裏面）」の限度額を超えた自己負担分について全額助成を行うものです。

※対象経費は、秋田県特定不妊治療費助成事業で定める対象経費に限ります。

対象となる方

- 夫婦（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）で、秋田県の特定不妊治療費助成事業の助成決定を受けている方
- 申請日において、夫婦いずれかが潟上市に1年以上住所を有し、申請日以降も引き続き在住している方

申請期限

秋田県特定不妊治療費助成事業の助成決定を受けた日の属する年度内

※県の助成決定が年度末になる場合はお知らせください。

提出書類

- （1）潟上市特定不妊治療助成金交付申請書
- （2）秋田県特定不妊治療助成事業受診等証明書の写し
（秋田県特定不妊治療費助成事業協力医療機関受診等証明書がある場合は、写しと一緒に提出してください）
- （3）秋田県特定不妊治療費助成事業承認決定通知の写し
- （4）夫婦の住民票（謄本）
※申請日から3か月以内に発行され、続柄・筆頭者が省略されていないもの。
ただし、事実婚の場合にあっては、続柄に「夫（未届）」、「妻（未届）」の記載があるものとする。
- （5）指定医療機関発行の領収書の写し
- （6）助成金振り込み先金融機関の通帳の写し
- （7）社会保険などから助成が出ている場合は、助成額がわかる書類



お問い合わせ・申請先

潟上市役所子育て応援課 こども家庭センターかたるん

〒010-0201 潟上市天王字棒沼台 226-1

電話 018-853-5372

☆秋田県特定不妊治療費助成事業について☆

秋田県特定不妊治療費助成事業は、指定された医療機関において、特定不妊治療を受けたご夫婦を対象に助成金を支給する制度です。

☆お問合せ先☆ 秋田地域振興局福祉環境部（018-855-5170）まで